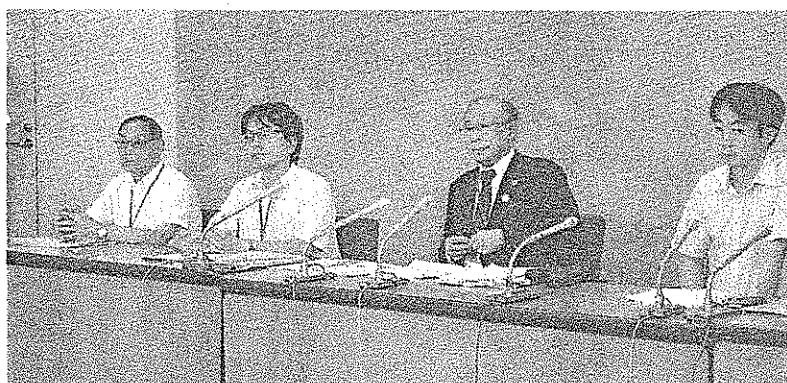


来月から生活保護基準引き下げ



生活保護基準引き下げに対し審査請求することを呼びかける宇都宮健児弁護士（右から2人目）ら＝26日、厚生労働省

安倍政権が8月から3年かけて生活保護の生活扶助基準を最大10%引き下げる問題で、貧困問題に取り組む人たちでつくる「生活保護基準引き下げにNO! 全国争訟ネット」は反対する運動を広げようと26日、厚生労働省内で意見を開きました。全国の生活保護利用者に対し、行政への不服申し立てである審査請求を呼びかけました。

審査請求して NOの意思を

全国争訟ネットが呼びかけ

同ネットの小久保哲郎弁護士は「前代未聞の基準引き下げに見合つような運動にしたい」として、「1万人規模の審査請求をめざすことを表明しました。全国生活と健康を守る会連合会の安形義弘会長は、各地で行われている取り組みを紹介。「低年金で生活が苦しい人たちなど、憲法25条が保障する人間らしい暮らしとは何かについて対話し、運動を大きく広げたい」と表明しました。

反貧困ネットワークの雨宮処凜副代表は、保護基準引き下げが最低賃金や就学援助などに影響するとして、「利用者だけではなく国民全体の問題だ」と訴えました。

自立生活サポートセンター・もやいの稻葉剛代表理事は、安倍政権が改憲をねらっていきは、改憲の前に25条を空洞化するものだと述べました。

同ネットの小久保哲郎弁護士は「前代未聞の基準引き下げに見合つような運動にしたい」として、「1万人規模の審査請求をめざすことを表明しました。全国生活と健康を守る会連合会の安形義弘会長は、各地で行われている取り組みを紹介。「低年金で生活が苦しい人たちなど、憲法25条が保護する人間らしい暮らしとは何かについて対話し、運動を大きく広げたい」と表明しました。

反貧困ネットワークの雨宮処凜副代表は、保護基準引き下げが最低賃金や就学援助などに影響するとして、「利用者だけではなく国民全体の問題だ」と訴えました。

自立生活サポートセンター・もやいの稻葉剛代表理事は、安倍政権が改憲をねらっていきは、改憲の前に25条を空洞化するものだと述べました。